#### 地域で高齢者の介護予防や生活支援を行う団体に補助します

## 通所型住民主体 サービス事業の ご案内

区では、高齢者の介護予防・ 生活支援・閉じこもり防止等に資 する体操や会食等の住民主体 の活動を実施する団体を補助 金で応援しています。



### 介護予防活動と社会参加

- ◆介護予防に資するプログラムには、体操等 のほか健康に役立つ講話等も含みます
- ◆活動に参加することで、身体とこころの 健康を保つことにつながります

# が 「通所型住民主体サービス」 ~ 住民がつくり、みんなで育てる通いの場~

超高齢社会を迎え、介護事業者などの専門家だけでなく、地域全体で高齢者を支えていくしくみが求められています。「通所型住民主体サービス」はそのしくみのひとつで、地域の住民が主体となって運営する「通いの場」です。そこでは、介護予防のための運動や会食などを行います。

対象は要支援 1・2の方や基本チェックリスト該当者ですが、元気な高齢者や障害のある方、子育て中の方やお子さんなど、どんな方でも参加できます。

区はその立ち上げから運営までをサポートし、ともに活動を育てていきます。

- ◆ 裏面もご覧ください。
- 門合せ先 参 新宿区福祉部地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1本庁舎2階
   ★ 新宿区
   電話 03 (5273) 4193 / FAX 03 (6205) 5083

#### 新宿区通所型住民主体サービス事業補助金について

高齢者の介護予防、生活支援、閉じこもり防止等を推進し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とし、地域の住民が主体となって取り組む団体の行う活動について、立ち上げに要する経費と 運営経費等を補助します。

#### 活動内容

体操、運動、会食等、高齢者の介護予防・生活支援・閉じこもり防止等に資する活動

#### 補助対象事業の要件

次に掲げる要件を満たす活動(その立ち上げ準備行為を含む。)が補助の対象となります。

1. 事業内容

区内に一定の開催場所をその都度用意して、上記活動を原則として週1 回1 時間以上行うものであること。

- 2. 事業の対象者
  - (ア)要支援認定を受けた方のうち、居宅で介護を受ける方
  - (イ)基本チェックリストの結果により、生活機能の低下が確認された65歳以上の方(事業対象者)
  - (ウ)ケアマネジメントにより、通所型住民主体サービスへの参加が望ましいと判断された方
  - (エ)要介護認定による介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から、通所型住民主体サービス を継続的に利用する要介護者
  - ※ (ア)又は(イ)に該当し、(ウ)の要件を満たす方もしくは(エ)に該当する方
  - ※ 対象者以外の方も利用できます。
  - ※ 詳細についてはお問合せください。

#### 補助額

立ち上げ準備経費(初年度のみ)			100,000円
運営経費 (活動1回あたり)	利用者	1人~5人	3,000円
		6人~10人	8,800円
		11 人~	13, 200 円
保険料			区が必要と認める保険に加入するための実費
衛生管理費(食事を提供する場合のみ)			区が必要と認める衛生管理を行うための実費

- ※ 運営経費については、利用者に占める対象者(補助対象事業の要件2に該当する方)が半数に満たない場合、対象者の割合により上記表内の金額を按分します。 例)利用者数が8人で、うち対象者数3人の場合 8,800円×3/8=3,300円
- ※ 詳細についてはお問合せください。